

27年度における固定資産税・

都市計画税のあらまし

固定資産税は、毎年1月1日現在、市内に土地・家屋・償却資産を所有する方が、その資産価値に応じて納める税で、税率は1・4％です。

都市計画税は、毎年1月1日現在、都市計画区域内に土地・家屋を所有する方が、その資産価値に応じて納める税で、都市整備などの費用に充てられる目的税です。昨年度までの税率は0・27％でしたが、27年度は0・25％になります。

固定資産税・都市計画税の税額は、「課税標準額×税率」により算出されます。「課税標準額」は原則として、固定資産課税台帳に登録された価格です。ただし、法律に基づく課税標準の特例が適用される場合や、土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低くなります。

土地の価格・税負担

土地の価格は原則として、3年ごとに価格の見直し（評価替え）を行う制度が取られています。27年度は、評価替えの年に当たするため、26年1月1日を価格調査基準日とした地価調査を実施し、価格を算出しました。

27年度においても税負担の公平性という観点から、個々の土地の価格に対する前年度課税標準額の割合（負担水準）の均衡化を図る調整措置（負担調整）が継続されます。

価格に対して前年度課税標準額が一定水準以上の土地は、税負担が据え置かれたり引き上げられたりする一方、前年度課税標準額の割合が一定水準以下の土地は、税負担が引き下げられます。この措置により、前年度よりも価格が下がった土地についても、税額

は据え置かれたり引き上げられる場合があります。

家屋の評価・税負担

27年度は家屋の評価替えの年度に当たするため、新しい評価基準によつて新増築分家屋の評価を行いました。また在来分家屋も、この基準によつて見直しを行い、建築時から年数経過に応じた減価率を反映して評価額を算出しました。

ただし、算出した新評価額が前年度を上回った場合は、前年度の評価額に据え置き、下回った場合は算出された新評価額となります。この評価額に基づき税額を算出します。

また減価率は、最低限度である20％になるまで緩やかに減少していきますが、家屋が取り壊されない限り、0にはなりません。そのため年数の経過した古い家屋では、税額が下がらないことがあります。

◎新築住宅の軽減適用

次の期間に新築し、固定資産税の新築軽減が適用されて

いた家屋は、26年度で軽減の適用が終了となり、本来の税額に戻ります。

【対象家屋】①23年1月2日

～24年1月1日に建築された

もの②一般住宅（次の③以外

の家屋）③21年1月2日～22

年1月1日に建築されたもの

④3階建て以上の中高層耐火

住宅など

固定資産税・都市計画

画税の納税通知書を

発送します

固定資産税・都市計画税の納税通知書を5月1日（金）に発送します。第1期の納期限は6月1日（月）です。

※課税明細書と納税通知書を1冊にまとめています。また、共有物件の納税通知書は、代表者以外の共有者にも送付しています。支払い用の納付書は、従来通り代表者に送付します。

詳しくは課税課土地資産税係 ☎470・7726、家屋資産税係 ☎470・7727 へ。

特別児童扶養手当などの

手当額が改定されました

特別児童扶養手当

次のいずれかに該当する20歳未満の児童を監護している父母、養育者に支給されます。

①愛の手帳1～3度程度②身体障害者手帳1～3級程度③長期間安静を必要とする病状または精神の障害により、日常生活に著しい制限を受ける児童。ただし、施設入所者

20歳以上で、重度の障害がある児童。ただし、施設入所者

はできません

口を開設します。市民税・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税などの市税の納め忘れはありませんか。仕事などで平日の相談が困難な方は、ぜひこの機会をご利用ください。

相談の場合は、事前に来庁の日時をご連絡ください。

※介護保険料、保育園保育料、学童保育料は納付書を持参していただければ領収します。

【注意】納税証明の発行

方や来庁する時間がない場合などは、書類を郵送します。

※今年度分の申し込みは、1期分から口座振替を開始できない場合もあります。詳しくは納税課管理係 ☎470・7729 へ問い合わせてください。

振替替え済みの確認

口座振替後の「振替済通知書」は送付しません。預金通帳を記帳し、振替替え済みであることを確認してください。

また、市民税・保険年金課（市役所1階）、課税課・納税課（同2階）などで配布している「口座振替依頼書」に必要事項を記入の上、納期が到来する月の前月末までに、納税課宛てに郵送してください。市が手続きを代行します。市外の金融機関をご利用の

※申告などで証明が必要な場合は、「納付額証明書」を発行しますので、同係へ問い合

わせてください。

注意事項

◎納期を過ぎると口座振替ができませんので、口座の残高などにご注意ください。

◎振替口座を登録した後に、固定資産の相続や売買などによる所有権移転登記で納税義務者を変更した場合は、新たに口座振替の手続きをする必要があります。また、共有納税義務者（2人以上の共有名義で固定資産を所有する納税義務者）についても、共有員（共有の代表者を含む）のうち1人でも変更になった場合

は、同様に口座振替の手続きをする必要があります。なお、共有員は変更せず共有持分のみ変更した場合は、口座振替の登録が継続されますので、新たに手続きする必要はありません

◎国民健康保険税は世帯主に課税されているため、世帯員の加入状況に変更があった場合でも、世帯主が変わらない限り、口座振替は継続されます

※詳細は市ホームページをご覧ください。

詳しくは同係へ。

あるため、日常生活に常時特別の介護が必要な方に支給されます。ただし、施設入所者および病院などに3カ月を超えて入院している方には支給されません。※本人および扶養義務者の所得制限あり。

【手当月額】2万6620円

障害児福祉手当

20歳未満で、重度の障害があるため、日常生活に常時介護を必要とする方に支給されます。ただし、施設入所者

20歳以上で、重度の障害があるため、日常生活に常時介護を必要とする方に支給され

ます。ただし、施設入所者お

はできません

口を開設します。市民税・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税などの市税の納め忘れはありませんか。仕事などで平日の相談が困難な方は、ぜひこの機会をご利用ください。

相談の場合は、事前に来庁の日時をご連絡ください。

※介護保険料、保育園保育料、学童保育料は納付書を持参していただければ領収します。

【注意】納税証明の発行

方や来庁する時間がない場合などは、書類を郵送します。

※今年度分の申し込みは、1期分から口座振替を開始できない場合もあります。詳しくは納税課管理係 ☎470・7729 へ問い合わせてください。

振替替え済みの確認

口座振替後の「振替済通知書」は送付しません。預金通帳を記帳し、振替替え済みであることを確認してください。

また、市民税・保険年金課（市役所1階）、課税課・納税課（同2階）などで配布している「口座振替依頼書」に必要事項を記入の上、納期が到来する月の前月末までに、納税課宛てに郵送してください。市が手続きを代行します。市外の金融機関をご利用の

※申告などで証明が必要な場合は、「納付額証明書」を発行しますので、同係へ問い合

わせてください。

注意事項

◎納期を過ぎると口座振替ができませんので、口座の残高などにご注意ください。

◎振替口座を登録した後に、固定資産の相続や売買などによる所有権移転登記で納税義務者を変更した場合は、新たに口座振替の手続きをする必要があります。また、共有納税義務者（2人以上の共有名義で固定資産を所有する納税義務者）についても、共有員（共有の代表者を含む）のうち1人でも変更になった場合

は、同様に口座振替の手続きをする必要があります。なお、共有員は変更せず共有持分のみ変更した場合は、口座振替の登録が継続されますので、新たに手続きする必要はありません

◎国民健康保険税は世帯主に課税されているため、世帯員の加入状況に変更があった場合でも、世帯主が変わらない限り、口座振替は継続されます

※詳細は市ホームページをご覧ください。

詳しくは同係へ。

重度心身障害者手当

重度の心身障害のため、常時特別な介護を必要とする方に支給されます。ただし、施設入所者および3カ月以上入院している方には支給され

ません。※所得制限あり。

【手当月額】6万円

詳しくは特別児童扶養手当

が児童青少年課助成支援係 ☎470・7736、その他の手

当については障害福祉課 ☎470・7747 へ。

4月1日付 市人事異動

市では、4月1日付で部課長および係長・係員の異動を行いました。部課長級の異動は次の通りです（カッコ内は前職）。

【部長級】企画経営室長

（企画経営室行政担当部

長）佐々木弘治▽企画経

営室参事兼企画経営室主

幹（企画経営室主幹）土

健治▽総務部長（財務部

長）西村幸高▽市民部長

（福祉保健部長兼福祉事

務所長）鹿島宗男▽環境安全部長兼

危機管理室長（環境部

長）小林尚生▽福祉保健

部長兼福祉事務所長（財

務部財政課）内野寛香▽

教育部長（福祉保健部

保険年金課）師岡範昭

【課長級】企画経営室秘

書長（企画経営室企画調

整課）秘書広報担当課長

兼主査事務取扱（企画経

営室行政担当課長（企画

経営室企画調整課長補佐

兼主査（企画経営室）中

谷義昭▽福祉保健部障

害福祉課長（福祉保健部

障害福祉課）秋山悟▽総

務部長（企画経営室総務

課長）坂東正樹▽総務部

職員課長兼主査事務取扱（企

重度心身障害者手当

重度心身障害のため、常

時特別な介護を必要とする

方に支給されます。ただし、

施設入所者および3カ月以

上入院している方には支給

されません。※所得制限あ

り。

【手当月額】6万円

詳しくは特別児童扶養手

当が児童青少年課助成支援

係 ☎470・7736、その他の

手当については障害福祉課

☎470・7747 へ。

藤寿之▽福祉保健部保険

年金課長（財務部課税課

長）佐川公行▽子ども家

庭部主幹（功刀隆▽子ども

家庭部児童青少年課長（子

ども家庭部子育て支援課

長兼ひとり親支援係長事務

取扱）相川浩一▽子ども

家庭部子育て支援課長（子

ども家庭部保育課長）長

澤孝仁▽都市建設部道

路計画課長兼用地係長事務

取扱（都市建設部施設管

理課長兼主査事務取扱（都

市建設部施設管理課長兼主

査事務取扱）小林徹雄▽

都市建設部管理課長兼主査

事務取扱（市民部防災防

犯課長）補佐兼消防係長

小泉勝已▽都市建設部

施設建設課長（環境部

環境政策課長兼主査事務

取扱）小島信行▽市民部

納税課長（財務部納税課

長）高梨顕彦▽環境安全

部（危機管理室）山下一

美▽環境安全部環境政策

課長兼生活環境係長事務

取扱（企画経営室）荒島

久人▽環境安全部（環境

部）こみ対策課長（中谷

義昭▽福祉保健部福祉課

長兼主査事務取扱（企画

経営室総務課主幹）保本

健一▽福祉保健部障害福

祉課長（企画経営室）後

計課長補佐兼審査係長

（会